

都道府県・ 政令指定都市名	45 宮崎県
------------------	--------

時点：平成30年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総合政策部生活・協働・男女参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 3 人、兼任 3 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮崎県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日・根 拠	平成12年4月1日 根拠： 宮崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	宮崎県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成15年10月1日
構 成 員 員	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 34 年 3 月
名 称	第3次みやざき男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	平成34年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮崎県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成15年3月12日
	施 行 日	平成15年4月1日
	最 終 改 正 日	平成24年3月29日
	改 正 内 容	審議会の庶務を処理する部の名称の変更に伴う改正(平成16年3月26日及び平成20年3月26日の改正内容も同様)
改正が予定されている場合、改正予定時期： 平成 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年3月31日
目 標 値	平成	33	年度まで	50 %	平成	年度まで %
根 拠	審議会等の委員への女性登用要領					
目標設定の対象である審議会等の範囲	審議会及び私的諮問機関で次に掲げるものを除く。(措置が単年度限りのもの・県職員のみで構成され内容が連絡調整会的なもの・内容が業務連絡的なもの・施策的判断を要するものが極めて狭く、かつ、専門的分野での事実認定、選考等を目的とするもの)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(85)	うち女性委員を含む審議会等数(85)	延総委員等数(1,313)	延女性委員等数(599) 女性比率(45.6)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(72)	うち女性委員を含む審議会等数(70)	延総委員等数(1,078)	延女性委員等数(440) 女性比率(40.8)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(37)	うち女性委員を含む審議会等数(35)	延総委員等数(622)	延女性委員等数(228) 女性比率(36.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(5)	延総委員等数(67)	延女性委員等数(8) 女性比率(11.9)
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	236 人	(平成 19 年 10 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
そ の 他 ()						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職		次長相当職			課長相当職			
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率
本庁	計	212	8	3.8	16	1	6.3	41	2	4.9	155	5	3.2
	うち一般行政職	157	8	5.1	14	1	7.1	30	2	6.7	113	5	4.4
支庁・地方事務所等	計	230	20	8.7	7	0	0.0	47	3	6.4	176	17	9.7
	うち一般行政職	131	9	6.9	4	0	0.0	31	3	9.7	96	6	6.3
全体	計	442	28	6.3	23	1	4.3	88	5	5.7	331	22	6.6
	うち一般行政職	288	17	5.9	18	1	5.6	61	5	8.2	209	11	5.3
再掲	警察関係	60	0	0.0	0	0	0.0	13	0	0.0	47	0	0.0
	教育委員会	29	1	3.4	4	0	0.0	3	1	33.3	22	0	0.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:平成30年4月1日			3:その他:		
		課長補佐相当職(人)		女性比率	係長相当職		
		うち女性数(人)	女性比率		うち女性数(人)	女性比率	
本庁	計	344	27	7.8	568	66	11.6
	うち一般行政職	197	22	11.2	349	47	13.5
支庁・地方事務所等	計	466	56	12.0	782	144	18.4
	うち一般行政職	180	18	10.0	311	52	16.7
全体	計	810	83	10.2	1350	210	15.6
	うち一般行政職	377	40	10.6	660	99	15.0
再掲	警察関係	273	20	7.3	565	41	7.3
	教育委員会	35	7	20.0	79	13	16.5

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数(人)	女性比率
本庁	計	38	2	5.3	73	7	9.6	57	10	17.5
	うち一般行政職	22	2	9.1	35	7	20.0	34	7	20.6
支庁・地方事務所等	計	55	8	14.5	87	14	16.1	109	26	23.9
	うち一般行政職	31	2	6.5	43	4	9.3	58	9	15.5
全体	計	93	10	10.8	160	21	13.1	166	36	21.7
	うち一般行政職	53	4	7.5	78	11	14.1	92	16	17.4
再掲	警察関係	18	0	0.0	58	5	8.6	45	4	8.9
	教育委員会	6	0	0.0	8	3	37.5	12	1	8.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	それ以外	面接のみ	それ以外						
課長級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ
補佐級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ
係長級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察本部のみ

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,163	111	9.5
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	399	155	38.8
うち 上級	239	73	30.5
うち一般行政職	120	42	35.0
うち 上級	88	27	30.7
うち警察関係	93	14	15.1
うち 上級	52	7	13.5

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	宮崎県男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日	平成13年9月4日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：880-0804 住所：宮崎県宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館1階 電話番号：0985-32-7591 FAX番号：0985-60-1833 ホームページ：http://www.mdanjo.or.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称： 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称： 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構)) その他())			
職員数	常勤 7 人、	非常勤 1 人	予算額	平成30年度 35,017 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項： 広報誌ブリリアントの発行(3回))) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画週間講座、男女共同参画基礎講座ほか)) ○ 3. 相談事業(主な事項： 総合相談(電話・面接)、専門相談(法律・ことごとからた、面接のみ)、女性の活躍相談(電話・面接))) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ホームページ、図書・DVD・ビデオの閲覧・貸出、各種資料の収集・整理)) ○ 5. 苦情処理(主な事項：)) ○ 6. 交流促進(主な事項： 活動グループ登録の促進、登録グループの交流促進)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企業向け出前セミナー、講師派遣事業)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) ○ 9. 調査研究(主な事項：)) ○ 10. その他(主な事項：))			
※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-1 名称等: 2. 無	加盟団体数	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 地域における女性活躍推進事業)	}
○ 7. その他 (概 要 : 地域女性活躍交付金を活用し、市町村が実施する女性活躍推進に向けた取組に対する補助を行う(交付先:都城市))	
	(内 容 : 市町村男女共同参画計画及び女活法に基づく推進計画策定の働きかけ、県と市町村が協働して実施する住民向け啓発事業の講師費用(謝金・旅費)の県費負担)

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内 容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	45,754	52,857	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Question items (1-5) and '項目の設定' (Setting of items) with checkboxes.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Question items (1-13) and columns for specific implementation status (問14-1 to 問14-4).

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Enterprise registration/certification/award system implementation status (1, 2, No), and Enterprise registration/certification/award system.

Table with 2 columns: Name of the enterprise registration/certification/award system and its details.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Existence of a women's career advancement cooperation system (1, 2) and details of the system.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Data collection status (1, 2) and details of the data collection (frequency, subject, etc.).

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・男女共同参画週間 ・女性に対する暴力をなくす運動	各種広報媒体による広報、パネル展 各種広報媒体による広報、パネル展、パープルライトアップ		6月 11月
2. 表彰 ・宮崎県男女共同参画功労賞表彰 ・宮崎県女性のチャレンジ賞表彰	知事表彰 知事表彰		1月 1月
3. 講座 ・県新規採用職員研修 ・市町村男女共同参画行政担当者研修会 ・男女共同参画地域推進員養成講座	男女共同参画に関する研修 男女共同参画に関する研修 地域で男女共同参画の普及推進に取り組む人材の養成	80 30 25名	4月 6月 12月、1月
4. 相談事業 ・性暴力被害者支援センター運営	性暴力被害者への総合的支援を1ヶ所で受けられるセンターを運営		通年
5. 情報収集・提供 ・ホームページによる情報提供	「チャレンジサイト・みやざき」での情報提供		随時
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・宮崎県男女共同参画センター管理運営委託 ・女性の活躍サポート事業委託 ・企業のネットワーク構築支援	指定管理者制度に基づいた施設の管理運営 女性の活躍サポートに関する相談業務及び講座企画運営業務 企業、関係団体、行政が一体となって設立した「みやざき女性の活躍推進会議」が主体となって、企業の求める研修会や意見交換会を開催する。		通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	宮崎県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産			3
育児			3
家族の看護			3
家族の介護			3
疾病			1
その他			3
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	宮崎県議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に押印しなければならない。出席簿は、県議会事務局に備える。2 議員が公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 3

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 (平成30年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	平成27年1月21日	~	平成31年1月20日
副知事				2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	53	4	7.5	
	都道府県防災会議(委員のみ)	52	4	7.7	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	1	4.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	3	60.0	
	2 国土利用計画地方審議会	18	9	50.0	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	19	1	5.3	
	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	23	11	47.8	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	11	55.0	
	7 精神医療審査会	22	4	18.2	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	18	6	33.3	
	10 准看護師試験委員会	10	6	60.0	
	11 麻薬中毒審査会	5	3	60.0	
	12 地方社会福祉審議会	21	11	52.4	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
	14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	7	46.7	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	6	3	50.0	
	20 都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	21 開発審査会	7	4	57.1	
	22 私立学校審議会	12	6	50.0	
×	23 石油コンビナート等防災本部				
	24 公害健康被害認定審査会	12	1	8.3	
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	18	7	38.9	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	30 介護保険審査会	21	8	38.1	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	32 感染症の診査に関する協議会	17	5	29.4	
	33 警察署協議会	103	51	49.5	
	34 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	3	50.0	
	36 国民保護協議会	44	3	6.8	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
×	43 留置施設視察委員会				
×	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	45 指定難病審査会	9	0	0.0	
	46 小児慢性特定疾病審査会	4	0	0.0	
	47 行政不服審査会	3	2	66.7	
	48 国民健康保険運営協議会	11	5	45.5	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	622	228	36.7	
	女性委員0の審議会数	2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	0	0.0	
	合 計	67	8	11.9	
	女性委員0の委員会数	4			